

ID: 479

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第4号の準用)		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第57条の5第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (建築物の敷地面積) 第53条の2 建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。 (1) 前条第6項第1号に掲げる建築物 (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの (3) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの (4) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの (高層住居誘導地区) 第57条の5 3 高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められた場合については、第53条の2(第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「用途地域」とあるのは、「高層住居誘導地区」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日